

市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画のお知らせ

石巻市内には、耐用年限を過ぎた市営住宅等が多くあることから、入居者の皆様の住環境改善を図ること、市の人口減少に対応した適切な管理戸数を確保すること等を目的として、復興公営住宅への移転を進めております。

◆移転対象となる住宅

東日本大震災以前に建設した、以下の市営住宅等です。

移転実施予定年度	住 宅 名
令和 7 年度	河北川の上上納（上）、飯野川六本木（2階建）、河北沢田崎山、鹿又、桃生神取、桃生四軒、鮎川笹ヶ平
令和 8 年度	前谷地西柳原、和渕日照、前谷地さくら、メゾン白鳥（特公賃）、メゾン北上（特公賃）、メゾンの場（特公賃）、橋浦、橋浦（特公賃）、鮎川笹ヶ平（特公賃）、鮎川笹ヶ平（勤労者）、鮎川南（17～18号）、鮎川南（勤労者）
令和 9 年度	水押改良（1～3号棟）、河北川の上上納（新）
令和 1 0 年度	水押（5～7号棟）、水押改良（4号棟）、鹿妻改良（2号棟）
令和 1 1 年度	水押（8～9号棟）、鹿妻、鹿妻改良（3号棟）、飯野川上町
令和 1 2 年度	万石浦（1号棟）、飯野川亀ヶ森、飯野川六本木（4階建）
令和 1 3 年度	万石浦（2号棟）、稲井（1～3号棟）
令和 1 4 年度	稲井（4号棟）

◆移転計画対象住宅入居者の皆様への対応

① 移転先について

移転実施予定年度になりましたら、対象住宅の皆様に対して個別説明と移転の意向確認を行います。希望される場合には、復興公営住宅への移転も可能です（復興公営住宅の空き状況により、希望の住宅を準備できない場合があります。また、同一の住宅に多数の入居希望者がある場合は抽選となります。）。

なお、令和7年4月から定期募集等に申し込むことが可能です。
定期募集等については毎月配布している市報をご覧ください。

② 移転完了後に、移転補償金（179,000円）を交付します。

移転実施予定年度以降は、移転先を問わず移転補償金の交付対象となります。
※移転実施予定年度より前に民間賃貸住宅等に移転・退去した場合は、交付対象にはなりません。
※金額は今後変更となる場合があります。

③ 復興公営住宅へ移転後の家賃の減額について（詳細裏面）

皆様の負担を軽減するために、移転後の家賃を入居後20年間減額します。
なお、民間賃貸住宅等に移転された場合は家賃補助はありません。

復興公営住宅へ移転をされる場合

復興公営住宅へ移転後の家賃の減額について

家賃を復興公営住宅入居後20年間減額します。

1年目から10年目までは移転前の住宅の最終家賃とします。

11年目から20年目までは入居期間と収入分位に応じて緩和します。

家賃の例 ※収入分位が変わらない場合

◇移転前の住宅の最終家賃 **10,000円**

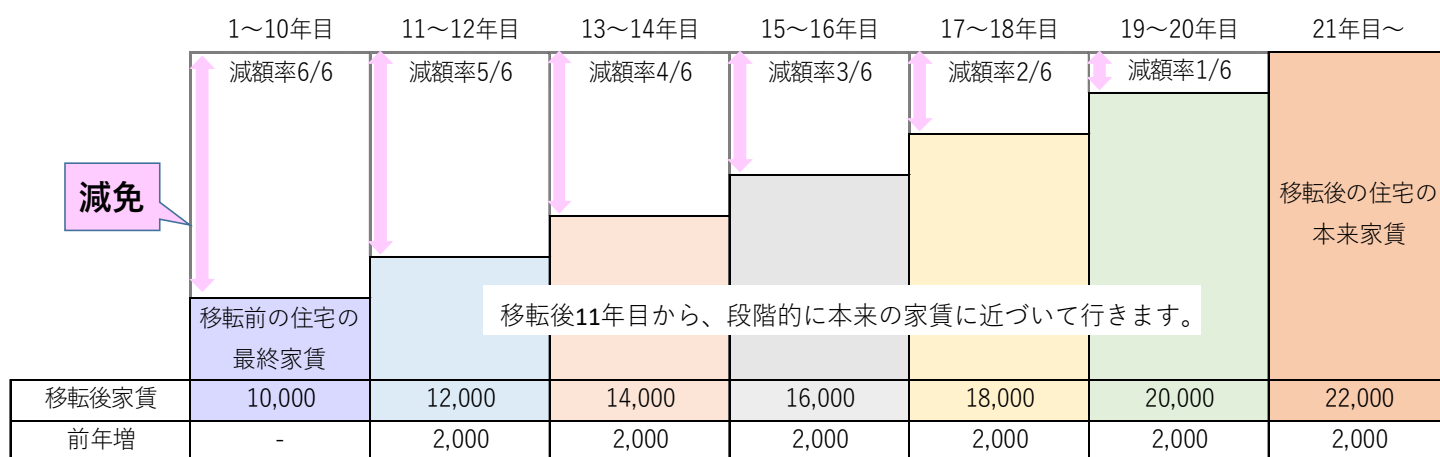
◇移転後の住宅の本来家賃 **22,000円**

1 移転後1年目から10年目までの家賃
10,000円 (移転前の住宅の最終家賃と同額)

2 移転後10年目までの家賃と本来家賃の差額
22,000円 - 10,000円 = 12,000円
(移転後の住宅の本来家賃) - (移転前の住宅の最終家賃)

3 移転後11年目から20年目までの家賃の減額措置
22,000円 - (12,000円 × 減額率) = **11年目から20年目までの家賃**

入居期間	減額率
1 1年目から12年目まで	6分の5
1 3年目から14年目まで	6分の4
1 5年目から16年目まで	6分の3
1 7年目から18年目まで	6分の2
1 9年目から20年目まで	6分の1



復興公営住宅に入居する場合に家賃のほかにかかる費用

- ・駐車場使用料
地区によって
1台1,000～3,000円（月額）
- ・共益費
団地会の運営や共用設備の光熱費等を負担します。
団地により異なります。
共益費の目安 2,000円～5,000円（月額）

なお、駐車場使用料や共益費は緩和の対象となりません。



本計画についてのお問合せ先

石巻市 建設部 住宅課 活用促進係
電話0225-95-1111（内線5757）

令和7年1月